

申告に必要なもの

<p>①本人確認書類 (AまたはBのいずれか)</p>	<p>A マイナンバーカード (個人番号カード) 通知カード、住民票の写し(個人番号の記載があるもの)などから1点 + B 運転免許証、健康保険証、パスポートなどから1点</p>
<p>②収入を証明するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収票 (給与、公的年金等) 営業等、農業、不動産の収入があった方は、収入と必要経費が分かる書類や帳簿、領収書など ※あらかじめ収入と各経費を計算しておいてください。 支払調書 (配当、原稿料等) 株式等の年間取引報告書
<p>③控除を証明するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料の控除証明書 国民健康保険税、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料の領収書や口座振替納付済通知 (令和5年中に支払ったもの) 生命保険料、地震保険料の控除証明書、障害者手帳 など
<p>④その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本人名義の通帳 (銀行名・支店名・口座番号が分かるもの) 筆記用具、計算機 など

「障害者控除対象者認定書」を交付しています

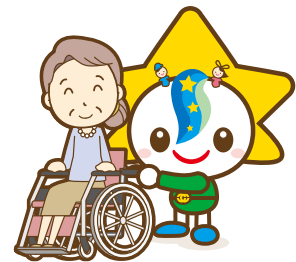
市では、障害者手帳等の交付を受けていない方であっても、一定の条件を満たす方に対し、障害者に準ずるものとして市長が認定する「障害者控除対象者認定書」を交付しています。

この認定書により、所得税の確定申告や住民税の申告の際、障害者控除の適用を受けることができます。

- ◆対象 次の全ての要件を満たす方
- 65歳以上の方
 - 令和5年12月31日現在、要介護 (要支援) と認定され、認知症または身体の障害が一定の基準に該当する方
- ※介護保険の認定調査資料等を基に審査します。

◆申請方法 高齢者支援課へ申請書を提出

◆手数料 1通 300円



※障害者手帳等をお持ちの方、所得税や住民税が非課税の方は、申請する必要はありません。

問合せ 高齢者支援課 (2階) ☎(20)1572 FAX (20)1610